いかにして「前期難波宮九州王朝副都説」が虚妄であることに気が付いたのか—「自分史」的考察—(訂正版)

川瀬健一

はじめに:

現在私は、ブログサイト「古田史学の継承のために」において、「古田史学の会」の現状を憂い、「古田史学」の正統な継承を果たすべく奮闘しておられる方々とともに、日々、「古田史学」の再検証とともに、現在の「古田史学の会」の「主流派」である、古賀・正木・服部など諸氏の論考の批判的検証を行っている。こうなった直接のきっかけは、肥沼孝治さんの「夢ブログ」紙上で肥沼さんが『失われた倭国年号《大和朝廷以前》』を紹介された記事のコメントの中で、常連の山田さんが、2017年3月30日以降に、この書物の中の、正木さんの論考「近江朝年号」への疑問点を述べたことをきっかけにして起きた、「古田史学の会」は古田武彦さんの学問の方法を正しく継承していないのではないかとの論争に端を発している。

しかしこの論争に入る前から、私自身は、「古田史学の会」の現状に対して、違和感を持ち、その学問の方法がおかしいのではないかとの疑念を持っていた。その疑念が、山田さんによる正木さんの「近江朝年号」論への疑問と批判によって確信に変わり、そこで古賀さんの「前期難波宮九州王朝副都説」への批判を繰り広げることになったのだ。

この小論は、私の違和感や疑念がどこから出て、どのように膨らんでいったのかを、経過を追って論じることを通じて、当時の私の認識のどこに間違いがあり、いかにして自分の間違いに気が付いていったかを「自分史」的に考察してみたものである。そしてこうすることが、現在の「古田史学の会」の在り方を論じる際の、古田さんの学問の方法についての認識の深まりに、少しは寄与できるのではないかと考えているからである。

1:私と「古田史学」とのかかわり

私が「古田史学の会」と直接かかわりを持ったのは比較的最近であり、それは 2006 年8 月に私の最初の著書『徹底検証「新しい歴史教科書」』の第一巻古代編と第二巻中世編を出版した際に、すぐさまこの古代編を紹介する記事を、「多元的古代研究会」の機関紙「多元」に、肥沼孝治さんが寄稿してくださったことがきっかけであった。この本の古代編では、古田さんの歴史認識を基礎にして、古代史の基本を論じていたので、書店でこの本を見つけた肥沼さんが書評を書き、同時に私のネットサイトを見つけて、書評を書いた旨をメールで知らせてくださった。このことをきっかけにして私は、「古田史学」を支え継承しようとする諸団体、「東京古田会」「多元的古代研究会」「古田史学の会」の存在を知り、そのネ

ットサイトにもしばしばお邪魔して、閲覧したり、ブログに (「古田史学の会」の古賀さん のブログ) もお邪魔して、時々意見を送ったりした。

だが本格的にその古代史探求の過程に参加したのは、2016年1月に、古賀さん・肥沼さんらが、多元的「国分寺」研究サークルをネットブログという形で立ち上げて検証と議論を始め、そこに私も加わるという形になってからだ。

2016年2月1日のこと。

だが、私自身が古田さんの諸研究に触れたのは、もっとずっと以前の話。

私が国学院大学史学科東洋史専攻に所属して、卒業論文として、近代以後の古代日韓関係の研究史に潜む問題点を論じようとしている最中に、古田さんが、高句麗好太王碑文について考古学者の李氏と激論を交わす場面に直接立ち会ったことからだ。それは1972(昭和47)年12月23日の都立大学における「朝鮮史研究会」の例会でのこと。この時の古田さんの弁舌・論法の鋭さが強く印象に残っており、卒業論文を提出した後の翌年になってから、古田さんの第一書『「邪馬台国」はなかった』を買って読んで、その研究方法の正しさに、古田説に確信を持ったのが始まりであった。

しかし、古田さんの論考の素晴らしさに、「きっと彼は古代史の謎を全部解き明かしてくれるに違いない」との確信を持ったことと、私自身の歴史的関心はすでに古代史よりは明治維新以後の日本近代史に関心が移っていたこと、そして研究よりは実際に、自分の足元から社会を直接変える行動に専念しようとし中学校の社会科教員にとなったことで、古代史研究には直接関与せず、古田さんの著書を通じてその研究の進展過程を確認し、自分の古代史認識を深めるという程度の関わりに終わっていた。

それが再び「古田本」を読み直してみようと思ったのは、2001年夏に、極右民族主義団体である「新しい歴史教科書を作る会」が編纂した中学校歴史教科書が検定に合格して実際に学校で使われる可能性が出てきたことであり、その古代史の部分の批判には「古田説」を使用するしかないと確信したことであった。この「古田説」による「新しい歴史教科書批判」を行ったのは、2001年7月から10月のことであった。そして三度「古田本」を読み直してみようと思い立ったのは、2015年10月に古田さんの死去の報を新聞で知り、さらに後で詳しく述べるが、「古田史学の会」の古賀さんのブログ上で、正木さんが古賀さんに送った「今日の『古田無視』の状況がどのような経過でもたらされたのか、その理由・背景に何があったのか、学問的にも大きな研究課題になろうかと思います。」とのメールが、何の批判的コメントも付さずに掲載されていたことがきっかけであった。

こうして三度「古田本」を読み返してみたことが、2017年3月に、古賀さんの「前期難 波宮九州王朝副都説」が虚妄であることに気が付く背景になっていたと思う。

私と古田さんとの関わりや、「古田史学」をどうとらえているのか、また「古田説」が学会から無視されている背景をどうとらえているかは、私が所属する文芸同人「アニマの会」の機関誌「ペガーダ」誌上に投稿した二つの論考を読んでみて欲しい。

ペガーダ 17号:2016年6月の評論、「★追悼!わが師・古田武彦さん―私と『古田史学』

一」とペガータ 18 号: 2017 年 4 月の評論:「私と『古田史学』」補論・『九州王朝』論は『万世一系』を否定する一『古田排除』の政治的背景一」は、私の個人サイト「学校を変えよう」の index ページの一番下、文芸同人アニマの会機関誌「ペガーダ」掲載の文書をみて欲しい。pdfファイルでダウンロードできる。サイトアドレスは、以下の通り。

http://www4.plala.or.jp/kawa-k/

2:「古田史学の会」への違和感・疑念が生まれた経過

① 違和感・疑念の始まり

「古田史学の会」が古田武彦さんの学問の方法を正しく継承していないのではないかという違和感・疑念を持った最初は、「古田史学の会」会長の古賀さんのブログの「●第 1084 話 2015/10/29 『邪馬壹国』説、昭和 44 年『読売新聞』が紹介」記事に、事務局長の正木さんから届いたメールが掲載されたことであった。

その内容は、「茂山さんから昭和 44 年の古田先生の史学雑誌への発表をとりあげた読売新聞の記事を頂きました。記事を添付しましたが、見にくいので記事起ししました。 東大榎、京大上田、松本清張という『巨頭』がこぞって大きく評価しており、いかに大きな衝撃だったかがわかります。今日の『古田無視』の状況がどのような経過でもたらされたのか、その理由・背景に何があったのか、学問的にも大きな研究課題になろうかと思います。 正木拝」というもの。

会の事務局長とあろうものが、「古田無視」の経過や理由・背景を知らない。目を疑った。 そしてこのメールに対して会長である古賀さんが、一言も批判的コメントを付さずにブログに掲載していることで、会長の古賀さんもこの経過や理由・背景を認識していないのではないかとの違和感を持った。

古田さんの学問の方法を正しく認識しておれば、そして「九州王朝論」を中心とした古田説が古代史の通説をどのように打ち破ったかを理解しておれば、先の正木さんのような課題認識は出てくるはずがない。この二人は、古田さんの学問の方法を理解していないのではないか。これがこの時抱いた疑念であった。

そして続くブログの記事でさまざまな方の古田追悼の文が紹介されていたが、どの方も 根本的には正木さんの疑問に肉薄するものはないことに気が付いたので、これは自分がや るしかないなと確信して、先の評論「★追悼!わが師・古田武彦さん―私と『古田史学』 ―」を書いて、さらにその続編として「私と『古田史学』」補論 『九州王朝』論は『万世 ―系』を否定する―『古田排除』の政治的背景―」を書き、古賀さんにはこの二つの論考 は送っておいた。

一稿目を送る際に「送りたい」との意向を書いたメールを直接お送りして古賀さんの住所を教えていただき、この時は受領のメールを頂いたが、二稿目の時には受領のメールさえ来ません。なぜ内容についての感想もないのか。この時抱いた違和感であった。

② 「国分寺」研究を通じた違和感・疑念の深まり

その後 2016 年 1 月に多元的「国分寺」研究サークルが立ち上がっていく過程も、肥沼さんの「夢ブログ」を通じてつぶさに見ていたので、そこに参加する方々の「国分寺」、とりわけこのサークル結成のきっかけになった武蔵国分寺に関する見解に違和感を覚えることもあった。

たとえば、武蔵国分寺は、伽藍中軸線から 200m 以上東に離れたところにある塔1はほぼ真北を向いて作られているのに対して、西にある主要伽藍、金堂と講堂などが築地塀で囲まれたところの伽藍中軸線は、真北に対して約7度西に傾いている。この事実に気が付いた肥沼さんが、一つの仮説を立てた。それは、要約すると、「真北を向いた塔1はこの伽藍の西にある東山道武蔵路とほぼ平行に南北の向きにある。そして国分寺から少し離れて、この武蔵路の西側にある国分尼寺もほぼ武蔵路に並行してあり、この二つは九州王朝が創建したもので、伽藍中軸線が西に約7度傾いている、国分僧寺の主要伽藍は近畿天皇家が創建したものではないか」というものである。

多元的「国分寺」研究はこの肥沼仮説を検証するところから始まったのだが、その議論の中で、真北と磁北の違い、磁北は移動すること、さらには考古学的遺跡からその時々の磁北の傾き(磁気偏角という)が復元されていることなどが、インターネット検索を通じて議論の中で明らかにされていくのだが、参加者の中に、これらの理科的知識をさらに深めて研究しようとする人の不在であることには、少なからぬ違和感を覚え、自分自身で、ネット上ではあるが、関係の研究論文を探して認識を深めることになった。

また肥沼さんの案内で古賀さんらによる武蔵国分寺の現地調査がなされて、二つの塔の軸の方位をコンパスで確認したり、発掘状況を報告書を頂いて確認したとき、塔1の西に50m ほど他の伽藍に近づいた位置にある塔2の軸の向きを報告書では「僧寺中心軸線に対して約6°東偏する。」と記してあったことを読んだ古賀さんが、この「僧寺中軸線」が「真北方位の塔1」なのか「7度西偏する主要伽藍」なのかが不明で、実地踏査で塔2の軸が東偏しているように見え、さらにパンフレットの図でもそうみえるので、「塔2は塔1に対して6度東偏する」と結論づけたときにはびっくりした。

私は肥沼さんの示してくれた伽藍の地図しか見ていなかったが、どう考えても「僧寺中軸線」とは、真北に対して約7度西偏する主要伽藍の中軸線であり、そこから6度東偏するということは、塔2はわずか約1度真北に対して西偏すると見るべきであり、この人たちは実地踏査で何を見てきたのか、そして報告書を精査する能力がないのか、そして真北と磁北の違いが分かっているのかと疑念を抱いた。

さらには、研究を続けている過程で、さまざまなことを調査し明らかにしなければいけないのだが、ネットを通じて参加しているメンバーの多くが、ネット上の情報を盲信して、 その裏を取る作業を、発掘報告書や研究書などの精査を通じて行う必要があるにもかかわらずそれをしないという状況にも、違和感と疑念を持った。

参加者の多くは、さまざまなアイデア、仮説のようなものを次々と提出してくるのはよ

いのだが、そのアイデアを考古学資料や文献資料などで実証するための作業をすっ飛ばして、アイデアがまるで確立された学説であるかのごとき言辞を弄するのには、閉口した。 今は、ネット上でさまざまな学術論文を読めるし、ネット書店を通じて研究書籍をすぐに 手に入れることができる。

このアイデアを資料で実証する過程をすっとばす姿勢には、この人たちは本当に古田さんの学問を継承しているのか、単なる古田ファンではないのかとの疑念を持たせるに十分であった。

そして、「国分寺」研究にかかわって「古田史学の会」に疑念を持ち、自分が積極的に「国 分寺」研究にかかわるしかないなと判断した事件が持ち上がった。

それは、「古田史学会報」132 号に掲載された、今井さんの論文「伊予国分寺と白鳳瓦 ー 最初に国分寺制度を作ったのは誰か(伊予国分寺出土の白鳳瓦を巡って)ー」を巡っての ことだ。

古賀さんのブログの「第 1137 話 2016/02/11」にこの論文が絶賛の上で紹介され、この論文を読んだ肥沼さんも絶賛するので、肥沼さんにお願いしてコピーを送ってもらい、これを精査してみた。するとこの論文は学術論文としては酷いレベルの低さであることがすぐに見て取れた。そこで「今井論文批判」を書いて肥沼さんに送り、肥沼さんから、これを「古田史学会報」への投稿とするか、自分の多元的「国分寺」研究サークルブログに掲載するかと聞かれた際には、会員ではない自分が、厳しい批判を投稿して採用するかしないかもめるよりは(なぜかもめると感じていました、拒否されるかもとも)ネット上で発表してほしいと依頼し、肥沼さんは快くこれを掲載してくれました。2016 年 2 月 17 日のことでした。

この批判は、http://koesan21.cocolog-nifty.com/kokubunji/2016/02/index.html で読むことができる。また、私のサイトにも pdf ファイルにしたものを読めるようにしてある。私のサイトのトップページの一番下、「古代史関係の論考」から入れば見られる。

今井論文に対する批判点を列挙すると、

- 1:『続日本紀』での「国分寺」表記の変遷の論考は、先行研究に依拠しつつ、関連の個所を読んで構成しただけで、『続日本紀』全編を今井氏が精読されたあとがないこと。
- 2:国分寺の伽藍配置に 2 種類あり、それが時代も異なるととともに、その分布地域が極めて政治的であることについては、根拠となった史料の詳細な提示が必要である。この部分こそこの論考で、「国分寺制度」が大和王朝創設のものではないことを示す物的証拠なのだから、なおさら慎重に資料提示を行う必要があると思う。しかし今井氏はこれを先行の研究に依拠して概要を提示しただけなのは問題がある。
- 3:「国分寺制度」創設を倭国王多利思北弧だとした結論は、単に状況証拠のみであって、今井氏も明言しているように、確たる史料がない。
- の三点である。

この「今井論文批判」をブログに投稿した後で、今井さんが依拠していた論考、「九州古

代史の会」の論文集『「倭国」とは何か』(2006 年 12 月同時代社刊)所収の、第三章: 庄司圭次著「誰が国分寺の制度を創ったか」を手に入れて検証してみて、さらに驚きの結果が待っていた。

検証の結論は、今井論文の大部分は庄司論文のコピーであり、それは全36ページの庄司 論文からおよそ14ページを丸々コピーしたもので、そこに伊予国分寺についての遺跡状況 を他の資料から抜き出して加えた物にすぎないこと。そしてこのレベルでは学部学生のレ ポート以下のレベルであることが明らかになった。

その問題点は、

- 1: 庄司論文の論証過程と結論を、基本文献である『続日本紀』全体にあたり、そして同じく基本文献である諸国の国分寺の伽藍配置など発掘報告を精査し(これは庄司氏が参照した『新修国分寺の研究』の諸論文と、ここに掲載されていない各地の発掘報告書が対象)、庄司氏の論証と結論が正しいかどうか今井氏自身が考察して、庄司氏の論を肯定した理由を明記する。また今井氏は庄司氏の結論とはことなる建設主体をあげたのだから庄司論を否定する根拠を明記しなければならない。
- 2:このうえで、伊予国分寺に関する文献や考古学調査の結果を精査し、伊予国分寺から白鳳瓦が出土することの意味を、自身の言葉で論証結論づけなければいけない。

ということであり、今井論文は他人の論を再検証の過程を経ずに丸写しし、それに乗っかって自分の結論を述べるという、学問のレベルに到達していないものであるという、衝撃的な結果であった。この程度のものを絶賛の上で会の機関紙に掲載する。「古田史学の会」の学問的レベルが暴かれてしまった瞬間である。

この論考(「今井論文批判の追記」)は、私のサイトの「今井論文批判」の末尾に「批判の追記」として掲載してある。

「古田史学会報」に掲載された初めての国分寺に関する論考がこの程度であったことは、「古田史学の会」が古田さんの学問の方法を継承していないことを明白に示していたのだが、当時の私の認識は、「こうした作業をしていない今井さんの『論文』を力作と呼んで機関誌に掲載しているようでは、古田史学の会の学問的レベルに疑問符がつけられます。」とのものであり、このレベルで「古田史学」を継承できるのだろうか、古田さんが批判した日本古代史学界からすら笑われるレベルだとのものであり、これでは自分が「国分寺」研究を主体的にやるしかないと、腹を括っただけであった。

この「今井論文批判の追記」がブログに掲載されたとき(2016 年 2 月 20 日)にすぐに上城さんが、「川瀬さんの言われているとおりです。古田武彦氏の学問の方法を実践していれば、ちがったものになっていたでしょうね。」とコメントされていたのであるが、まさかこの時には、会の会長や事務局長自身が、古田さんの学問の方法を無視して、古田さんが批判した日本古代史学界と同じ間違った方法論を駆使して虚妄な説を展開し、古田さんの顔に泥を塗っていることなど、露とも気が付いていなかったのだ。

なぜならすでに古賀ブログを通じて、古賀さんの「前期難波宮九州王朝副都説」がある

ことを知ってはいたが、あまり興味を持っていなかったので、実際に論考を読んでみて検証する作業を怠っていたからである。

そして進展する「国分寺」研究に刺激を受けた古賀さんが、ネットでちょうど出張先にある尾張国分寺を調べてみたと、ご自身のブログに、●2016 年 4 月 10 日古賀達也の洛中洛外日記第 1165 話 2016/04/09「尾張国分寺の多元性」との記事を書かれたのをきっかけにして、私がさらに再調査したところ、尾張国府のすぐ近くに東畑廃寺という古代寺院があることを見つけ、これが考古学者によって「国府付属寺院」と性格づけられて、しかも白鳳期創建の法起寺式伽藍配置であることを確認。国分寺(僧寺)以外に、九州王朝時代創建の国府に付属した寺院が各地にある可能性を見つけて、「国府付属寺院」という概念を最初に提唱したのが歴史地理学者の木下良氏であることにも気が付き、その著書『国府』を手に入れて、それまでの国府研究と「国分寺」研究の歴史とその到達点を知ることができた。こうして古賀さんの動きをきっかけにして「国分寺」研究が進展したことも、古賀さんたち「古田史学の会」の人たちの論考を深く考察してみることに踏み込まない背景にはあったのである。

③「前期難波宮九州王朝副都説」との出会い

古賀さんのこの説の詳細に出会ったのは、2016年の7月のことであった。

それは2016年7月23日に東京で、『邪馬壹国の歴史学』出版記念講演会が開催され、そこで古賀さんによるミニ講演「前期難波宮の論理」と服部さんによるミニ講演「前期難波宮と九州王朝」、そして正木さんによる講演「魏志倭人伝と邪馬壹国」が行われることに合わせて、古賀さんが自身のブログで「九州王朝説に突き刺さった三本の矢」と題する連載を始めたことであった。

この連載は講演会の前の7月3日に第一回(1221話)が掲載され、講演会後の8月14日に第十五回(1254話)で完結した。

この連載は、「九州王朝説に突き刺さった三本の矢」と題されたもので、その第一話にその三本の矢が詳しく説明されていた。これを読んでビックリした。

その内容は、

《一の矢》日本列島内で巨大古墳の最密集地は北部九州ではなく近畿である。

《二の矢》6世紀末から7世紀前半にかけての、日本列島内での寺院(現存、遺跡)の最密集地は北部九州ではなく近畿である。

《三の矢》7世紀中頃の日本列島内最大規模の宮殿と官衙群遺構は北部九州(太宰府)ではなく大阪市の前期難波宮であり、最古の朝堂院様式の宮殿でもある。

であり、この三つの課題について、古賀さんは次のように説明していた。

「わたしたち古田学派にとって九州王朝の実在は自明のことですが、実は九州王朝説にとって今なお越えなければならない三つの難題があります。しかし残念ながらほとんどの研究者はその問題の重要性に気づいていないか、あるいは曖昧に「解釈」しているようで、

ごく一部の研究者だけがその難題に果敢に挑戦しています。」と。

これを読んでビックリした。

なぜなら、この三つはどれも考古学の学説。そして古田さんの「九州王朝論」は、中国の正史の日本認識を基礎にして成り立ち、その日本認識が事実であることは日本側の正史である『古事記』『日本書紀』からも確かめられるという、同時代の一次史料で確かめられた確固とした歴史事実であるからだ。この「九州王朝論」と対立もしくはそれを否定するかのような考古学の学説がある場合には、その学説が間違っている。つまり、その説を立てた学者の、考古学的事実の解釈・理解が間違っていると考えるのが、「九州王朝論」に立つ者の批判の視点だと私は理解していたからだ。古賀さんの認識はおかしい。

考古学が扱う遺跡・遺物も同時代の一次史料だ。しかしこの学問の史料には、それ自身としては年代を示すものはなく、さらには誰が何時作ったものかを示す史料を同伴する場合も少なく、どうしても遺跡・遺物への学者の理解・解釈が介在することになる。そして古田さんが批判されてきたように、日本考古学は文献史学から独立しておらず、しばしば、『古事記』や『日本書紀』という、近畿天皇家一元史観でできた史料を盲信してできた文献史学の結論に依存して、その論を立てていることが多い。このため考古学の学説が、「九州王朝論」に対立もしくはこれを否定するかの様相を示しているときは、その考古学説が、近畿天皇家一元史観に立って遺跡や遺物を解釈している可能性がきわめて高いので、その考古学説を精査して、遺跡や遺物という考古学的事実と、それの学者の理解・解釈を弁別してみるという作業が不可欠なわけである。

この作業をすれば、考古学的事実が「九州王朝論」を否定することはありえない。これが私の認識であった。

古賀さんが示す「九州王朝説に突き刺さった三本の矢」とは、私のこうした認識からすれば、びっくり仰天の、古田さんを継承した説とは思えないものであったわけ。

そしてこう確信できた理由の一つは、この第一の矢、「日本列島内で巨大古墳の最密集地は北部九州ではなく近畿である」については古田さんがすでに論じており、「古墳の大きさがそれを作った権力の巨大さを示すわけではないし、権力の象徴そのものは時代とともに変化し、王の墓から寺院や宮殿や都へと移っているので、日本列島で巨大古墳が密集している地域が日本列島の中央権力の所在地とは言えない」というのが古田さんの結論であったと理解していたからだ。

あれ?こんな当然のことも理解していないのか?

この疑問はこの連載の二回目を見て、さらに深まった。

二回目は「一の矢」についてのもの。

近畿地方にこそ巨大古墳が集中しているというのが「邪馬台国近畿説」の支柱をなしている。この程度のことを知らない「九州王朝」派はいないと思う。ところが古賀さんはことさらにこの説が支柱だと論じた上で、この説への「九州王朝論者」からの反論はこう問題があると指摘した箇所を読んでみて唖然とした。

古賀さんはこう述べた。

「この難題に対して九州王朝説論者からは、当時、朝鮮半島諸国と交戦していたのは大和朝廷ではなく九州王朝であり、だから戦時に巨大な古墳など造営できないのは当然であると説明や反論をしてきました。」と。

古田さんはこんなことは言っていない。試しに『ここに古代王朝ありき―邪馬一国の考古学』の第四部失われた考古学の第一章古墳の考古学を読んでみると良い。

ここでは前方後円墳の発生が畿内であるとの学説を否定し、北九州では弥生の墳丘を持った王墓から前方後円墳へと連続しているのに対して、畿内ではこの連続性がないこと。そして中国南朝においてはすでに王墓の薄葬の傾向の始まりがなされていたが、九州の古墳はこの傾向に対応し、しかも石造物で飾るという文化的傾向も継承しているのに対して、近畿の古墳は巨大でしかも土造物で飾られると事実を指摘。その上で、北九州で中国南朝時代において古墳が巨大化しない理由を、中国南朝の伝統の中において理解し、その伝統の中にない近畿では依然として巨大古墳が造られたと、古田さんは指摘しているのである。そしてこれに付け加えて「倭の五王には巨大墳墓を造る余力は存在しなかった」として高句麗との激闘を挙げて、近畿天皇家は征服戦争を終えた平和の中にあったから、巨大古墳を造る余力があったのだとしたのだ。

なんと古賀さんの認識には、古田説の重要な前半、弥生から古墳に至る王墓の連続性と 中国南朝における王墓の薄葬への転換という、王権を彩る装飾の価値観の変化の問題が、 完全に抜け落ちていたのだ。

さらに三回目は「二の矢」についての物であった。

ここでは「北部九州には(仏教の時代である) 6世紀末から7世紀前半にかけての寺院 の痕跡が無い」という問題が論じられていた。

多元的「国分寺」研究がすでに 2 月から始まって深まっている中で、なぜ今頃これを問題にするのか、というのが私の疑問であった。そして古賀さんの多元的「国分寺」研究についての認識が、「従来は8世紀中頃に聖武天皇の命令により造営されたとする各地の国分寺ですが、その中に九州王朝により7世紀に創建された『国府寺』があるとする多元的『国分寺』研究が関東の肥沼孝治さんらにより精力的に進められています。」との程度だったからだ。

たしかに私たちは、「国分寺」とされてきた寺院遺跡が、その伽藍配置の状況や遺跡から 白鳳期の瓦がしばしば出ることから、「国分寺」が8世紀ではなく、それ以前に造られた寺 院を転用した可能性が大きいことを確信していた。しかしこれに止まることなく私はすで に、『続日本紀』と『日本書紀』の仏教関係記事の精査を基礎にして、聖武天皇の「国分寺 建立詔」の実態は、すでに各国府にあった僧寺に七重塔を造れとの命令に過ぎないこと、 そしてこの僧寺にはすでに「国分の金光明経」が配布されていることから、近畿天皇家は この寺を「国分の金光明経を持った寺」との観点から「国分金光明寺」とか略称としての 「国分寺」と呼んだということを論証し(これは尼寺についても同じ。配布されたのは法 華経である)、7世紀にもすでに諸国(の国府)に寺院(おそらく僧寺と尼寺のセット)が あったからこそ、近畿天皇家は次々と諸国にお経を配り教典の読誦を命じることができた と論証してあったからだ。文献史料の精査から、8世紀以前に諸国の国府には官立の僧寺 と尼寺があったことは確定されている。

ということは、考古学者が「国分寺」は8世紀中ごろ以後に創建されたとの理解は、『続日本紀』の聖武詔の誤った理解に基づいたものであり、この結果、寺の伽藍配置の変遷や寺の瓦の相対年代の比定など、多くの考古学的学説に誤りがあることは明白であり、8世紀後半以後創建となっている諸国「国分寺」僧寺・尼寺の多くが、7世紀かそれ以前の創建である可能性をしめすとの認識に、当時すでに研究サークルの結論は至っていたのである(全員がこの認識を共有していたかどうかは疑問であるが)。

言い換えればすでに、「北部九州には(仏教の時代である)6世紀末から7世紀前半にかけての寺院の痕跡が無い」という考古学説は、否定されているのだ。

古賀さんが「二の矢」の説明において、この結論に至っていないことにもビックリした。 本当に彼は多元的「国分寺」研究サークルのサイトの議論を読み理解しているのだろうか と、疑問は深まった次第である。

シリーズの五回目以後はすべて、「前期難波宮九州王朝副都説」がなぜ出てきたのかということについての説明であるが、この問題は私にとって初めて出会った問題であったので、「《三の矢》 7世紀中頃の日本列島内最大規模の宮殿と官衙群遺構は北部九州(太宰府)ではなく大阪市の前期難波宮であり、最古の朝堂院様式の宮殿でもある。」という問題があるのならば、それは九州王朝説にとっては深刻な問題だなと思っただけであった。

古代宮殿遺構の問題は、私の関心の外にあったからだ。

そして7世紀中ごろと言えばまだ、九州王朝が中国唐との決戦に敗れ衰退する前のことであるから、列島宗主権は九州王朝にあり、その家臣に過ぎない近畿天皇家が、中国王朝の首都の宮に倣った朝堂院様式の宮殿を持つわけがないなと、この点では古賀さんの疑問に賛意を抱いたのだ。

そしてこのシリーズを最後まで読んだのだが、古賀さんの説への深い疑問は沸かなかった。後から疑問を持ったのちにこのシリーズを読み返してみて、その理由がわかったように思う。

それは古賀さんが、「前期難波宮九州王朝副都」説に対してこれが方法論的にも間違ったものであるとの根源的な批判が出てきていることは一言も記さず、ただ長い間古田さんがこの説を認めて下さらなかったが、「2014年11月8日の八王子セミナーの日を迎えました。古田先生との質疑応答の時間に参加者からいつものように『「前期難波宮副都説をどう思うか」との質問が出されました。わたしは先生を凝視し、どのような批判をされるのかと身構えました。ところが、古田先生の返答は『今後、検討しなければならない問題』というものでした。6年間、論文を書き続け、ついに古田先生から『否定』ではなく、検討しなければならないの一言を得るに至ったのです。検討対象としての『仮説』と認めていただ

いた瞬間でした。その日の夜は、うれしくて眠れませんでした。しかしその一年後、検討結果をお聞きすることなく、先生は他界されました。」と、あたかも古田さんが古賀説を認めた後に他界されたかのように書いていたからだったと思う。そして「古田史学の会」の内部からの古賀説への批判は、「古田先生と異なる意見を述べるのはけしからん」というレベルであったかのように偽装し、その批判が方法論に関する批判であり、古田さんの方法論とは異なり正反対だとの批判であったという事実は隠していたからだろう。

本来はここで、古賀さんがその論考の一覧を示しているのだから(第六回・2008年4月から2014年8月までの「古田史学会報」掲載の古賀論文リスト)、それをすべて精査すべきであったのだ。これをしなかったのは、なにしろこの問題は、単に宮殿遺構の問題だけではなく、その宮殿遺構が何時のものであるかを確定するためには、出土する土器の形式や編年、そして宮殿遺構から出てくる他の遺物、たとえば木簡や水利施設の問題、さらには太宰府の宮殿遺構との比較や、いくつもの古代寺院遺構との関連の問題など、多岐にわたる専門的な問題を検討しなければならないので、ブログでざっと説明されても、しかもその説明が、根源的な批判などないという調子で展開されれば、「そんなものなのか」と感じてしまったからだったと思う。私の怠慢だ。

ただ一つこのシリーズで精査しないといけないと思ったのは、第 14 回で古賀さんが触れた、冨川さんの論文「河内戦争」(古田史学の会編『盗まれた「聖徳太子」伝承』所収。明石書店、2015 年)だ。この論文は古賀さんの説明(第 15 回にある)によると、「冨川稿の画期は、『日本書紀』崇峻紀に見える捕鳥部萬(よろず)が河内など八国を支配していた近畿地方の有力者であったことを発見されたことにあり」、「大和の近畿天皇家と拮抗する、あるいはそれ以上の権力者が近畿地方に割拠しており、その勢力を 6 世紀末に九州王朝は攻め滅ぼしていた」というもので、この論文が正しく『日本書紀』の記述を解読したものであれば、「6 世紀末の河内や難波での戦争に勝利した九州王朝が、後にその地に天王寺や前期難波宮を造営したと考えられる」との古賀さんの結論にも納得が行くからだ。

この冨川論文については、肥沼さんに依頼してコピーを送ってもらい、一読した。 衝撃的な結論だったが、書紀の文章を精査する姿勢と言い、その論証には隙がなく、この結論には納得してしまった。

だが今の時点から顧みてみれば、冨川さんが、「蘇我・物部戦争」と「捕鳥部萬」の説話とは別の話だとしながらも、「捕鳥部萬」の説話をそこに出てくる地名から今の近畿の大阪付近である「河内国」内の出来事と頭から決めてかかっていることに大きな問題があったと思う。

前半の「蘇我・物部戦争」が近畿天皇家内部の争いであることは確かで、その争いの地域は、後の大和国と河内国の地域であることも確かである。しかしその次に続く「捕鳥部萬」の物語の舞台は本当に近畿天皇家の領国内なのであろうか。「捕鳥部萬」の物語には萬が物部の難波の館を守っていたと記され、さらにそこから逃れて茅渟県に逃げたとあるから、河内のようにも見える。

しかし「捕鳥部萬」の物語には「朝庭」の語が頻出し、さらには「牒」「苻」という律令制に基づく命令書や報告書の語が出てくることから、この話の元史料は、「九州王朝」の史書である可能性も有している。

となると、冨川さんが、書紀記事に出てくる「河内国司」を直ちにそのまま、今の大阪付近の「河内国」の「国司」だと即断し、国司と言えば、天子から任命され、その国の徴税権から検断権、そして官吏任命権まで握った王権の代理者であるとの、律令制下の国司のイメージで捉えておられたことと、捕鳥部萬が「難波」の物部氏の館を守っていたこの「難波」を近畿の難波と即断していたこと、さらには捕鳥部萬の遺体をバラバラにして晒した八か国を、今の近畿地方の八か国と即断していたことが、きわめて問題であると思う。

「河内国」はすでに書紀宣化紀に、九州王朝の天子の家臣である阿蘇君の支配地域としての「河内国」として出ているので南九州の薩摩川内あたりかと思われるし、捕鳥部萬がいた「難波」が九州の難波ならば、彼の遺体を晒した八か国とは、九州王朝の版図である、九州島と瀬戸内の八か国に違いないからだ。孝徳紀の著名な改新の詔に、畿内に国司を置くと宣言し、関連して派遣した国司が不正を働いたのを罰した詔に、派遣した国司が8名だと明記されている。当時の九州王朝の版図は八か国だったのだ。おそらく九州島の筑紫・豊・火・日向の四か国に加えて、瀬戸内地方の四か国。

そして 6 世紀末に、諸国に律令制下の「国司」を置いた痕跡は書紀の中にも見えないので、「国司」とあっても後世の国司ではない可能性が高く、孝徳紀の改新の詔に国司が出てくる前の国司は、「遠江国司」「任那国司」と「播磨国司」・「河内国司」の四例しかなく、この時代の「国」とは、「国造」や「君」の称号を持つ豪族が支配する地域で、後の律令制下の「郡」程度の範囲の地域しか指さないのであることも忘れてはいけない。

こう考えてみると、冨川論文の結論は認められない。「蘇我・物部戦争」と「捕鳥部萬」の話は別個の無関係の事件であり、前者は近畿天皇家の史料から、後者は九州王朝の史料からとって来て書紀編者が合体したものと判断できるのだ。6世紀中ごろの近畿地方に天皇家に拮抗もしくはそれを凌駕する勢力がおり、それを6世紀末に九州王朝が打倒して近畿8か国を支配したとの、冨川論文の結論は、完全に蜃気楼である。

だが、これらは、最近書紀孝徳紀を精査するに伴って書紀全体を精査し始める中で気が付いたこと。こうした知識認識が無い中では、冨川論文の可笑しさも気づけるレベルには、当時の私はなかったわけだ。

こうして「前期難波宮九州王朝副都説」に初めて出会ったのだが、なんとなく腑に落ちないところがあったにしても、当時の私は、一応納得させられてしまったのだ。

腑に落ちない点とは、第七回目で語られたこと。すなわち、「《一の矢》と《二の矢》については、『お墓』や『お寺』の存在が必ずしも王朝の中枢を示すとは限らないという『強弁』も可能だったのですが、前期難波宮のような全国最大規模で中央集権的律令体制を前提とするようなわが国初の朝堂院様式の巨大宮殿の存在は、全国支配を前提とした王宮と見なさざるを得ないため、先の『強弁』や『わからない』という言い訳が大和朝廷一元論

者に対しては通用しないのです。すなわち、『お墓』や『お寺』とはその遺構の存在目的が全く異なるため、わたしは何年も前期難波宮の存在を九州王朝説からどのように説明できるのかを考え続けたのでした。」という古賀さんの言明についてであった。

「一の矢」「二の矢」に対する九州王朝論者の反論を「強弁」としてしまう古賀さんの理解はどこかおかしいというものだし、そもそも「九州王朝説に刺さった三本の矢」と称して、考古学説が九州王朝説を否定するものだと捉えたこと自身がおかしい(第三の矢である都の問題は除く)と。

そして 7 月 23 日に行われた『邪馬壹国の歴史学』出版記念講演会に参加し議論にも加わったのだが、この当時の私の認識は、肥沼さんのブログへの私のコメントによく示されている。

「初めて参加した古田史学の講演会。興味深く参加させていただきました。 講演および質疑で感じたこと。

正木さんの講演は多岐にわたりすぎ。伊都国の官制を周王朝の官制の遺制だと説いた論考の提示だけでよかったと思う。論点が多岐にわたり史料が膨大。聴衆が飽きているのが後ろから見ていると一目瞭然。あと一人の質問者が「古田さんは水行 10 日陸行 30日の問題をもっとしつこく展開されていたら邪馬台国近畿説など粉砕できた」と発言したことにたいして正木さんが「お説ごもっとも」と答えたのはいただけない。近畿説は学説ではなくイデオロギーだ。万世一系の神聖なる天皇家という。イデオロギー相手にどんなに史料を積み上げて論じても相手は受け付けるはずがない。ここが古田さんが直面した壁であることを会員も正木さんもわかっていないことがわかった。

後半の難波京九州王朝副都説のシンポジウム。古賀さんは早口すぎて何を言っているのか聞き取れない。史料なしでも聴衆にわかるように話さねば。その点服部さんは良い。

だが服部説。難波京の東に作られた龍田大坂の関が大和方面からの敵に備えたものだとした点は良いが、その関を敵になるかもしれない大和国司に守らせたと主張したことにはあきれた。だれも反論しなかったことにも。都を守る関。ここを突破されたらあとは二つの山から逆落としに攻められて防ぎようがない。この関守を敵に任せることはありえない。やはりここは九州王朝直属軍でしょう。

ここはおそらく近畿天皇家と九州王朝の関係を詳細に時代に即して分析していないことからきた楽観論だと思った。天王寺が九州王朝創建の寺で難波京建設で移動され四天 王寺とされたとの分析は秀逸。

あと会場の会員からの質疑で、やはり史料根拠もなく思い込みだけで自説を展開している人が散見されることが気になった。ここは古田さんが強く戒めたこと。古賀さんも史料で実証してと反論していたが。もっとも史料が残っていないので周辺史料から論証するしかない場合もあることもあるので、古賀さんがここを理解されているのかちょっと不安な気持ちで論議を聞いていました。

古田史学の会の現状がよくわかった後援会でした。肥さん。お誘いありがとう。」と。

古賀さんも正木さんも服部さんも、彼らの説がすべて「史料根拠もなく思い込みだけで 自説を展開している」ものであることなど、露とも疑っていない。私自身が彼らの説を精 査していないし、自分自身で『古事記』や『日本書紀』の精査も行っていないのだから、 仮説に仮説を積み上げた彼らの論説の壮大な外観に目を奪われてしまっていたのだと思う。 したがってせっかく芽生えた疑問も、深めることなくそのままに放置された。

古賀さんが冨川論文によって、「河内の巨大古墳は近畿天皇家のものではなく、この地域を支配していた捕鳥部萬の祖先の墓ではないかとする服部静尚さんが提起されている新たな仮説へと論理的に繋がっていく」とし、さらに、「正木裕さんにより、難波から斑鳩に存在した古代寺院を九州王朝によるものとする仮説が検討されている」とし、「九州王朝説に刺さった三本の矢」問題が解決される目途がたったと言明していることにも気が付かずに。これは完全に「近畿天皇家はなかった」のレベル。究極の歴史の偽造。

④ 藤原京九州王朝副都説への疑問

③でみた、古賀ブログを通じて「難波京九州王朝副都説」を初めて詳しく知った直後に、 多元的「国分寺」研究サークルにおいて、「藤原京九州王朝副都説」なるものが提起され、 正直「?」と思ったことがあった。

きっかけは、2016年7月29日に肥沼さんが設置された「『国分寺』関係・史料の部屋(文献)にて」のスレッドのコメント欄で、私と山田さんとが、武蔵「国府寺」創建遺構について議論していた最中に、突然山田さんから、「藤原京は近畿天皇家の都なのか」との疑問が出されたことだ(2016年8月14日)。

山田さんの疑問は次のようなものであった。

「今頃こんな疑問をだして恥ずかしい話ですが、九州王朝が700年まで主権を持っていて、701年に失った。これが ON ラインと呼ばれているわけですよね。天武が近江朝を滅ぼしたあとは文武天皇の即位まで元嘉暦なのですから九州王朝(厳密には唐の傀儡政権九州朝)が日本列島の名目的であれ主権者だったわけです。天武はその臣下。ということなら、694年に遷居したとされる藤原京(5.3Km四方)は後の奈良の平城京より規模が大きい、しかもわずか 16年で平城京に遷都される(710年から奈良時代)。平城京がはじめての大和政権の都なのではないのか、という疑いがあるのです。

(中略)

平城京はあきらかに唐の長安がモデル、藤原京は違う。なぜ天武は唐と同じ様式のものを最初からつくらなかったのか。とんだ無駄遣いをしている。単に気が変わったというのなら、為政者失格ですよね。」と。

これに対して私は次のように応答した(2016年8月15日)。

「僕自身の考えを提示します。

山田さんが年表形式に政治状況をまとめられた表をみると、この都の位置づけがはっきり

するようにおもえます。

686年 難波宮焼亡

692年 藤原宮造宮詔

694年 藤原宮へ遷居

これらすべては壬申の乱によって近江朝が滅びたあとのできごと。

近江朝が、白村江戦い以前の倭王サチヤマらの戦に負けた際には都をさらに内陸に移して唐・新羅に徹底抗戦との戦略に基づいて、近江京に天智が移して始めたものだとすれば、これを滅ぼした天武朝は、明確に親唐路線の政権です。そして天智がすでに倭国王を僭称していたのならば、ここの天武もまた倭国王を僭称していることになります。

ところで倭国王サチヤマが囚われの身になったとき、倭国の残存政権というか留守政権 があったと思うのです。そしてその中心は難波京にあったはず。ここはサチヤマの路線を 継承していたはずですから難波京に都するこの倭国留守政権は反唐・新羅だったはず。

天武が政権をとったとき、難波京の倭国留守政権はどうなったのでしょうか。

これがそのまま残存していたら、日本列島内には、三つの政権が存在することになって しまいます。

気になっているのは日本書紀の天智天皇 7 年 6 月に『伊勢王とその弟王とが日を継いで 薨去した』という記述です。この『伊勢王』というのはたしか評制度を全国に布告した倭 国の王で難波を都とした王だったのではないでしょうか。というか倭国の副王でしょう。

これは書紀の近江遷都の翌年で中大兄皇子即位の半年後です。

もしかしたら天智が倭国王を僭称するとともに、難波京にいた倭国留守政権の長・副王 は天智によって殺され、難波と河内も天智の近江朝が占領したのではなかったか。

こう考えると難波京の倭国留守政権は天智によって既に接収されており、壬申の乱によって天武は難波京も掌握したとみるべき。

686年 難波宮焼亡は天武朝によって旧都を廃止する行動だった。火事と称して。 だから次いで、

692 藤原宮造宮詔―694年 藤原宮へ遷居となったのでは。

しかし藤原京をつくったとき、倭国政権(サチヤマとその後継者の政権)はまだ太宰府に都して存在した。この意味で藤原京は、唐の傀儡たる倭国に対立する、親唐路線をとる独立国日本国の首都として建設されたのではないか。この二つの対立がまだまだ続くと仮定して。

だが両者の対立は予想以上に早く解消された。

唐の傀儡政権では全国の豪族たちが服するとはおもえません。だから藤原京もできて大和の天武朝が日本国を統括する王権としての体裁を強めたとき、九州の豪族も含め全国の豪族が雪崩をうったように天武朝に下って行った。

こうなったとき天武朝には、藤原京はすでに統一王権日本国の都としては手狭だし威厳に満たなかった。だから新たに唐に対抗するようにして(実際は統一新羅に対抗してだと

思う)新たな巨大な都を築いて遷都したのだと。それともとに新たな律令大宝律令を制定 して、法的にもまた倭国⇒日本国への統治権移転を完了した。

しかも天武朝を継ぐべき文武は若くして死に、その唯一の後継者首皇子(のちの聖武) は幼くしかも彼の母は藤原氏であり、権威に欠ける。

ここは巨大な唐にならった統一新羅に対抗した都を建設してやがて王統を継ぐ首皇子の 権威を高める必要もあったのだと思います。」と。

今から顧みてみれば、古賀さんの「前期難波京九州王朝副都説」を検討もしないで論の前提とし、さらに古賀さんの「近江朝九州王朝系説」もそのまま検討もしないで論の前提としているお恥ずかしい内容だが、あくまでも藤原京は近畿天皇家の天武のものとの立場で議論している。私独自の観点は、最後に示した天武以後の王統の継承の不安定さという、中世史家の河内祥輔氏が『古代政治史における天皇制の論理』(吉川弘文館・1986年)で明らかにしたことを導入して、藤原京から平城京への遷都の背景を議論しているところだけ。

この山田・川瀬の応答に対して James Mac さん (阿部さん) が議論に参入してきて、藤原京の最近の発掘結果を基にして、この都は「九州王朝副都」ではないかとの新たな説を展開した。

それは以下のようなもの。長いが一部省略して引用しておこう。

「以前「藤原京」についてホームページに以下のようなことを書きました。何かの参考に なれば。

…「藤原京」の発掘により、その下層から「街区」が発見され、既にそこに「条坊」が形成される「以されていたことが明らかになっています。つまり、「藤原京」の「条坊」が形成される「以前」に「別」の「条坊」(街区)があったものであり、「藤原京」はその「条坊」やそれに伴う「溝」などを破壊し、埋め戻して造られていることが明らかとなっているのです。この「下層条坊」と同じレベルからは「藤原京」を南北に貫く大溝が確認されており、そこからは「壬午年」(これは「682年」と推定されています)という干支が書かれた木簡が出土しています。これらのことから「藤原京」の当初建設時期というものもかなり前倒しで考えるほかないこととなるでしょう。(さらに、下層条坊にも「二期」存在することが近年確認され、「前期」のものは「天武朝初年」つまり「672年付近」まで遡上するという見解も出ているようです)

(中略)

「大宰府政庁」遺跡から確認されることとして「I期」「II期」とも「北辺」に「宮域」を持つタイプとして造られているのが確認できます。但し「プレI期」とでもいうべき「I期古段階」を遡上する時期の「大宰府」は「南朝」に影響されたと見られる「周礼方式」つまり「都城」の中心部付近に「宮域」を設けるタイプであったことが確認されますが、その後「隋」からの影響によると考えられる「都城」の「北辺」に宮域がある形式へ変更され、移動が行われることとなったものです。そのような形態をとっていた「首都」と新たに作られた「副都」とで都城タイプが異なるのは不自然ですから、この「第一次藤原京」

も「筑紫京」や「難波京」にならって「京域」の「北辺」に「宮域」を設定する方向で整備が計画されたものと考えるのが自然です。それを示すように「藤原京」の「宮域」と確認されている「都城の中央付近」の「下層」からは「道路」が検出され、「宮域」内には「道路」が当初張り巡らされていたことが明らかになっていますが、そのことはそのような場所に「宮域」を建設するような計画が元々はなかったことを示していると思われます。(計画していたなら、「宮域」に街区が形成されることはなかったと推測されます)

この事は「別の場所」すなわち「京」の北辺に「宮域」が一旦設けられたか、あるいは 設けられる計画であったという可能性も考えられるところです。それであれば「筑紫都城」 との整合性も自然なものとなると思われます。

(中略)

この「第一次藤原京」の整備時期としては本来かなり早い時期からスタートする予定であったと思われますが、「半島情勢」など「不確定要素」がかなりあったため、延び延びとなっていたという可能性もあります。少なくとも「670年代前半」から始められたものと考えられ、「タイミング」としては「唐」「新羅」との戦いで捕囚生活を送っていた「薩夜麻」帰国後のことと考えるのが自然です。そして、それはやはり「唐」の軍事力を強く警戒した結果の「副都」整備事業であったと考えられるものです。

(中略)

『続日本紀』によれば「710年」に「平城京」へ「遷都」することとなったわけですが、 その「遷都」の理由としてはいろいろ言われています。

(中略)

しかし、それらの事情があったにせよ、「藤原京」が出来てから余り「時間」が経っていないにも関わらず、「新京」を作る意味についてはわかりにくいものがあります。

『書紀』によれば「695 年」に「藤原京」へ「遷都」しているように見えますが、『続日本紀』の「704 年」の条には「藤原の宮地を定めた」という記事も見えます。その記事によれば「宮域」とされた場所に多数の「烟」(戸)があったことが記されています。(「宅の宮中に入れる百姓一千五百五烟」とあります)これはそれまで全く「宮域」の選定と工事が行われていなかったことを示すものです。さらに、「藤原京」から出土した「木簡」によっても「東面回廊」の完成が「703 年以降」であることもまた明らかになっています。

これらのことから、「藤原宮」の完成は非常に遅かったこととなりますが、そのことは即座に「平城京」の完成と年次が接近することを意味します。つまり「完成間もない」にも関わらず「新京」築造を開始したこととなってしまうわけであり、非常に「急いで」新京造営が決まり、また移転したこととなると思われるわけです。

「平城京」造営を計画したのは『続日本紀』によれば「和銅元年」(708年)の事であり、既にその時点で「候補地」の選定が終わっていたらしいことを考えると、実際には「藤原京」が「完成」して程なく「移転」(遷都)の計画が起きたこととなります。しかも、重要なことは「平城京」への「遷都」と共に、「前宮」である、「藤原宮」の「解体」が行われ

たことです。

「平城京」の遺跡からは「藤原京」から運んだと思われる「部材」が多数確認されています。たとえば「藤原京」で「宮殿」の周囲を囲う「築地塀」に使用された「柱」部材が、「平城京」の「樋」の部材として使用されている例があります。この部材は総数「千本以上」ありますが、全て「引っこ抜かれ」運搬されています。後には「穴」しか残っていない状態でした。通例「新京が」でき、「遷都」が行われても、「前京」を必ず「解体」しなければいけない理由はありません。現にその後の「長岡京」でも、(後期)「難波京」でも、「平安京」でも、以前の「京」を、しかも「一切合切」解体し、運んで再利用した、ということは確認されていないわけです。これは「藤原京」に限って行われたことなのです。

これを「古代のリサイクル」と称する向きもあるようですが、そのような性質のものではないのではないかと思えます。それではその後の「新京」を作る際にも「継続的に」前京を解体することが行なわれなかったこと、つまりこれが「前例」とならなかった理由を説明する必要があります。「新京」に移ったからと言って、「前京」の部材を「全て」持って行き、再利用したり、廃棄したりするような行動は明らかに「不審」であると思われます。これらの行動により「藤原京」は、いわば「跡形もなくなって」しまうわけですが、これは「藤原京」という「政治舞台」の「隠滅」を謀ったのではないか思われます。

(中略)

このようにして、「藤原京」は「飛鳥」に作られたものですが、それはあくまでも「倭国」の「王都」であり、「倭国王」の「宮殿」であったわけです。

「新日本国」に政権が移った時点の「八世紀」の「元明」政権にとってみれば、それは「存在してはならない」ものの一つであったのではないでしょうか。このため、急いで「平城京」という、中国「北朝」の影響を強く受けた「京」を造る事とし、「南朝」系王朝である「倭国」の王都であった証拠を全て「隠蔽」しようとしたと推察されるものです。

(中略)

つまり「藤原京」を捨て、「平城京」という「全く新しい」都を構築することで、旧来の権力構造の再構築を図ったものであるとされているわけです。「元明天皇」はその意を「隋」の「文帝」の「詔」を真似ることで、実現しようとしていたと考えられます。

これは「前述」したように「平城京」の造営と移転という事業が「新日本国王権」にとって、「藤原京」を造営した「日本国王」(旧倭国王)という存在(権力)と「隔絶」していることを意味するものであり、「隋」の「文帝」の時代に「南朝」を征服し滅亡させたように、彼らにも「前王朝」を「否定」する意が込められていたと考えられます。さらにそのサチヤマが九州に帰国すれば、彼は唐の援助で帰国したのですから、彼が王に復帰した場合、九州大宰府を都とした倭国は親唐・もしかしたら親新羅路線となります。」と。

この James Mac さんの見解に対して私は次のように質問した(2016年8月16日)。「要するに藤原京は、倭国政権がつくった副都だというご意見ですね。なぜそう考えるか。

この根拠が明確でないような気がします。

一つは、京の中心に宮がある南朝形式の都であり、これは太宰府でいえば、「プレ I 期」に相当する。これが根拠でしょうか。そして二つ目には藤原京の発掘調査によって今の地表の近くにある条坊のさらに下に 2 層も条坊があることからこの都の築造年代はかなり遡り、670年代の初めごろに遡ること。これは「薩夜麻」帰国後と考えられる。この二つでしょうか。ただ記述では、京の中心に宮⇒京の北辺に宮と藤原京でも都城建造計画が変わったかのようにもみえます。でも発掘を経た現在では京の中心に宮がある。そしてその宮の下に条坊遺跡が存在する。

つまり京中心に宮⇒京の北辺に宮⇒京の中心に宮と都城建造計画そのものが揺れ動いた ということなのでしょうか。

とすれば 670 年代前半に建造開始された藤原京・宮の完成が、690 年代初めの遷都と長引き、さらに 710 年平城遷都がなされた時期もまだ建造が続いていた。という事実を裏付けますね。面白いことにこの間にすっぽりと薬師寺の発願建造がはいってしまいます。680 年発願→698 年完成ですから。ずいぶんと一つの寺院を作るのにかかったなと思っているのですが、藤原京と一体に計画されたこの寺院は藤原京都市計画が変更となるにしたがって寺院計画も変わっていったということでしょうか。

この 670 年代前半から建造が始まった副都としての藤原京。この建造主体を James Mac さんはだれとお考えでしょうか。話の筋からは九州王朝サチヤマ政権と受け取れます。

でもこの年代から考えて、近畿天皇家天智朝・近江朝でも良い。これだともっと建造年 代が早まるかもしれません。白村江以前に。その証拠は今のところありませんが。難波よ りもさらに内陸に作るとしたら、白村江以前じゃないと意味ないです。むしろ 670 年代前 半との考古学的判断を尊重すれば、むしろ壬申の乱を経て事実上の倭国の主権者になって いた(僭称していた)天武朝と考えるのが良いともおもいます。

670年代前半から都建造が進んだとすると、山を越えた河内には九州王朝倭国の副都たる難波京。さらに瀬戸内海をずっと西にいくと倭国首都である太宰府。なんと東西に三つの都が並立。これらを全部同じ政権の都と考えるか、太宰府=サチヤマ政権・唐傀儡の倭国政権、難波京=倭国留守政権・伊勢王中心、藤原京=誰?主体。同時代史的においてみると、藤原京の建造主体が問われます。

私は近江朝の実現そのものが、近畿天皇家の天智朝による、倭国政権からの自立・独立・ 政権簒奪運動であったのではないかと感じています(明確な根拠はない)。

つまり近江京の建設は、難波の倭国留守政権=伊勢王政権との対立した行動ではなかったかと。この根拠は書紀の天智即位の半年後に伊勢王とその弟が相次いで薨去したという記事。病死ではなく、近江朝が難波京を攻め落とし占領したのではないのか。これに対して倭国政権(太宰府の)側からの働き掛けに呼応した近江朝内部からの反乱が天武による壬申の乱。だが天武は天智による倭国からの独立路線は引き継いだ。反唐の路線は変更し、親唐路線をとっても。

とすれば天武朝は、僭称倭国政権たる自らの都を作りますよね。これが藤原京。

近江京も藤原京も名目としては倭国の副都であったかもしれません。が実質は、近畿天皇家による独立政権の都であったのではないのか。その後の経緯でこの近畿天皇家による日本国が、太宰府の倭国を併呑した事実から逆算して考えるとこうなります。

こう考えるとまだ建造途中の藤原京を破壊してまで平城京に天武朝が遷都した意味は、 James Mac さんのお考えのような「前王朝の否定」ではありえません。むしろ僭称倭国政権であって、実質は「まだ列島の一地方政権であった時代の痕跡の抹殺」ではないでしょうか。『日本書紀』という自らの歴史書において、悠久の昔から自らが列島の王者であったかのように装い、その臣下で一地方政権であった歴史的事実を抹殺したように。都という実態でも過去を抹殺したのだと。

「前王朝の否定」ではなく「臣下であり一地方政権であった過去の自分の否定」だと。 いかがでしょうか?」と。

これも前の山田さんへの応答と同じく酷いレベルだが、他人の説を根本的な再検討もなく前提としてしまうと、妄想が妄想を呼んで酷いレベルになってしまう例として残しておきたい。

でもここでもあくまで藤原京は近畿天皇家の宮という認識は崩してはいないし、あくまでも藤原京の考古学的発掘結果を確認して、これと史書の記述との照らし合わせを行うという方法論は崩していない。

これに対して James Mac さんは次のように応答した (2016 年 8 月 18 日)。

「川瀬様の御指摘、御意見についてはそういう見方もあって当然と思います。私は一つの 考え方を示しただけですから、他にも合理的、整合的説明の付く見方があるとして当然で す。川瀬様の疑問とする点あるいは別の見方について当方の意見を付して回答します。

>James Mac さんへ

要するに藤原京は、倭国政権がつくった副都だというご意見ですね。なぜそう考えるか。この根拠が明確でないような気がします。一つは、京の中心に宮がある南朝形式の都であり、これは太宰府でいえば、「プレI期」に相当する。これが根拠でしょうか。→そうは申しておりません。倭国王権自体が当初(これは六世紀末まで)南朝傾倒であったものが、隋代から初唐時代に一旦北朝に傾き、さらにその後再度南朝に傾倒するという変遷をたどったと見ており、この最後に南朝へと方向変更したのが持統朝ではなかったかと見ています。この流れの中で一旦北朝に方針を定めた段階が藤原京の「下層条坊一期」の時ではなかったかと見ているわけです。(670年代初頭か)

当初(つまり下層条坊一期)段階では「筑紫都城」「難波京」と同様「北辺」に京域を持つように計画されたと見ており(宮域とされる場所に街区が形成されていたということは宮域は別にあったと見るよりないと思われるわけですが、発掘がまだ進んでいない現状では実際にその形式で施工されたかは現段階では不明です)、その後持統朝において現在発掘

で見える最上部の条坊が造られたと見ており、この段階で宮域が中央部に造られた(移動された?)ものと考えています。この「北朝形式」を否定した動きは「親南朝的」と言え、「元嘉暦」の使用などと関連したものと思います。「年号」を「朱鳥」(「南」の象徴です)に変えしかもそれを「訓読み」としたというのも同じ流れと思います。

>そして二つ目には藤原京の発掘調査によって今地表の近くにある条坊のさらに下に2層も条坊があることからこの都の築造年代はかなり遡り、670年代の初めごろに遡ること。これは「薩夜麻」帰国後と考えられる。この二つでしょうか。

→それはそう思います。この時点では「壬申の乱」によって「倭国王権」が「近江朝」から列島の主権を取り戻したと見ており、その意味で「藤原京」は「倭国王権」の「副都」(難波に続くもの)という認識を持っています。

>この670年代前半から建造が始まった副都としての藤原京。この建造主体をJames Mac さんはだれとお考えでしょうか。話の筋からは九州王朝サチヤマ政権と受け取れます。 でもこの年代から考えて、近畿天皇家天智朝・近江朝でも良い。これだともっと建造年代が早まるかもしれません。白村江以前に。その証拠は今のところありませんが。 難波よりもさらに内陸を作るとしたら、白村江以前じゃないと意味ないです。

むしろ 670 年代前半との考古学的判断を尊重すれば、むしろ壬申の乱を経て事実上の 倭国の主権者になっていた(僭称していた)天武朝と考えるのが良いともおもいます。

→意外に思うかも知れませんが、私見では「天武」と「薩夜麻」は同一人物と考えています。(以下略)」と。

なんとここで「天武=薩夜麻」説が飛び出してきた。

James Mac さんの説は、藤原京や太宰府などの考古学的発掘事実に基づいて考察しているように見えて、古賀さんの「前期難波京九州王朝副都説」と「近江朝九州王朝系説」を検討しないで盲信して考古学的事実を解釈したために起きた間違った説なのだが、ここまで来るとさすがに私も「?」となって、次のように回答して応答を中止した(2016 年 8 月 18 日)。

「James Mac さんへ

藤原京についての私の疑問に、詳細にお答えいただきありがとうございました。

藤原京の発掘結果を正確にとらえないといけないですね。ここは私はまだ不十分です。

そして倭国・近江朝・壬申の乱・天武朝等、この時期の歴史をどうとらえるかによって、藤原京の位置づけが異なってくることがよくわかりました。James Mac さんのご見解に同意したわけではないです。ここはあまり深く考えていないので、よくわからない、ところです。

「天武」=「薩夜麻」ですか。確かに二人は同時には登場しない。でもね・・・・。

私は直観ですが「天武」=「大分君」と思っていました。思いつきです。根拠の一つが 天武朝があまりに宇佐八幡宮を重視しているからです。宇佐八幡の神の子孫なのではない かと。

これもまだ思いつきです。もっと証拠を挙げて論じないといけないと思っています。 藤原京の件はここまでで。ありがとうございました。あとでじっくりホームページでの ご見解を読ませていただきます。同意できるかどうかはわかりません。」と。

なんと私迄もが、「天武=大分君」なる妄想を提起してしまった。

史料に基づかないで自分の恣意的解釈で史料を改変したり読み替えたりして妄想を展開する「説」に接していると、知らず知らずのうちに、間違った分析法・発想法に取り込まれてしまった悪い例として挙げておく。

それでもともかくも、発掘報告書の正確な把握と、書紀などの一次史料の正確な把握を しないで論を展開するのは危険だと感じたので、藤原京についての討論を打ち切った。 かろうじて踏みとどまったという所でしょう。

ともかくも、「藤原京九州王朝副都説」に出会ってみて、「古田史学の会」の説の展開には大いに疑問を持った。相変わらずこれを徹底検証しようとはしていなかったのだが。

徹底検証しようとしない理由は明白だ。

古代史を徹底検証しようとは思っていないからだ。私の今の研究領域は近代史。近代外交史。「国分寺」研究は行きがかり上やむを得ずかかわっただけ。だからまだ本気ではない。 古田史学の会が、古田さんの方法論を否定してトンデモナイ所に来ていると認識していなかったからだ。

⑤ 古賀説・正木説への疑問の深まり

ただし、その後彼らが「国分寺」研究についても、論じ始めたことで、疑問は深まった。 それは、古賀ブログの第 1299 話 2016/11/19 天武朝(天武 14 年)国分寺創建説だ。 この日の関西例会において、正木さんが、「『日本書紀』天武 14 年条に見える「諸国の家 ごとに仏舎を造営せよ」という記事は、34 年遡った九州王朝の記事との」発表を行い、「正 木さんの発表を多元的「国分寺」研究サークルのホームページに投稿するよう要請しまし た」と古賀さんは書いた。

すでに私は、この天武の詔の問題を検討してあった。そしてこの詔が聖武の「国分寺建立詔」に先行する「国分寺建立詔」ではないかとの説が古代史学会で出ていたことも確認し、この「家」を「国の役所」と取って「国府」とするのかとの見解と、「豪族の家」とする見解が対立していたことも確認していた。正木さんの見解は、これを 34 年遡らせれば、7世紀中ごろに九州王朝が「国分寺建立詔」を出したとなるとのものだが、これを聞いた古賀さんは、天武が 7 世紀末に「国分寺建立詔」を出したとの説なら白鳳瓦が出る事実もあるので、こちらに合うと考えて、議論の一つとして正木説を多元的「国分寺」研究サークルに投稿を勧めたものだった。

このブログの話を肥沼さんが、「2016年11月3日(木)山田より「追加報告(新治廃寺の

検討結果)」のコメント欄の 11 月 30 日のコメントで紹介したので、始めて知ったわけであるが、古賀さんがあまりに「国分寺」についての先行研究を知らないということにあきれたことと、正木さんの見解がどんな根拠があって 34 年記事を遡らせるのかを示していなかったので、肥沼さんへのコメントとして「正木さんの説の新しさは、天武期の記事を九州王朝史書から盗用して 34 年ずらしたものというところだけが新しいところだとおもいます。この記事は従来から国分寺創建記事だと論議されてきました。木下良さんの『国府』で、角田・家永論争として。 正木さんの論を詳しく見ないと、どう評価して良いかわかりませんね。」として返しました。

その後いくら待っても正木さんからの投稿はなかった。

正木さんの説への深い疑問から書いたわけではないコメントだったが、この正木さんの新説が出てくる前の 11 月 8 日投稿の私の論説「★『武蔵国府寺』創建伽藍の復元(訂正版 2-6)6)なぜ『武蔵国府寺』なのか? -聖武天皇・『国分寺建立詔』の真実―」においてすでに、天武詔よりも前からすでに諸国の国府には官立寺院があったことはさまざまな仏教関係記事から明らかであると論じていたから、この記事を 34 年遡らせる根拠となる記述が書紀にあったとは思えなかったから出した疑問であった。

正木さんの投稿がなかったのは、私のこの論考を見て、34 年遡らせる根拠となる史料はないと批判されるのを恐れて投稿しなかったのかなと理解し、この時初めて、正木さんの書紀記事34年遡り説は根拠がないのかもしれないと考えた。ただここから正木説の精査を始めたわけではないのは、私の怠慢であった。

やはり自分の意識が、「国分寺」研究を進めようとの一点に集中していたことと、本来の自分の研究領域、曽祖父齋藤修一郎論を基礎に近代外交史を見直すことに充てる時間を取られたくないとの意識が背後にあったからだろう。

⑥疑問からおかしいへの確信に!

こうした過程を経て、徐々に「古田史学の会」の現状への疑問が広がっていた。

そしてこの疑問を確信へと変え、古賀説正木説服部説の虚妄を確信したきっかけに遂に 出会ったのだ。

それは、肥沼さんが、「古代に真実を求めて・古田史学論集・第二十集」も兼ねる『失われた倭国年号《大和朝廷以前》』(古田史学の会編・明石書店刊)の出版を紹介し、その論集の主な内容と「九州年号」一覧を掲載されたことから始まった(2017年3月26日)。

ことの始まりは山田さんが、例の妄想を爆発させる中で一つの疑問を発したことだった(2017年3月30日)。

それは、次のようなものだった。

「一「太宰府」の謎―「太宰府」という呼び名の謎です。

「太宰(たいさい)」というのは、天子ではなく天子を補佐する役職、今でいえば内閣総理大臣で、その行政府が「太宰府」、今でいえば内閣府だと思うのですが、普通は天子の居所の

地名をつけた○○宮、○○京などというではありませんか。帝都らしい名称ではない感じがするのです。帝都らしくないのは「都督府」などという名称にも感じられますよね。だとすれば、太宰府は帝都ではないのではないか、という疑問があるのです。名称だけからですが。どなたか説明していただけるとありがたいです。これは、ヤマトの「大宰府」のことではありません。倭国(九州王朝)の「太宰府」のことです。」と。

読んでビックリした。

それは、古田さんがすでにこれは南朝の太宰のことだと論定しているのをこの人は知らないからだ。太宰とは、天子の臣下の中の最高の位の地位にある宰相。天子の代わりに実際の統治を行う責任者。「九州王朝」は長く中国南朝の臣下であって、その臣下の第一等の者と自称していたわけだ。

古田さんの「弟子を自認?」し、「古田史学の会」に属する人がこの程度の認識。

すでに山田さんが史料に基づかない妄想を連発する中で疑問を持っていたが、これが「古田史学の会」の在り方に強い疑問を持った最初であった。

そして続いて山田さんが、この本の正木説「『近江朝年号』の研究」への疑問・批判を書いた(2017年3月30日)。

その中に次のような一節があった。

「ほとんどが納得できるものでしたが、薩夜麻の帰国理由を巡ってうなずくことができない点がありました。まず、「3. 臣従した夷蛮の王は「都督」に任命され「都督府」に帰還する」という節において、百済、高句麗、新羅での例を掲げたうえで、〉薩夜麻が他国同様「都督」に任命されたとすれば…(中略)…「筑紫都督」として送り返されてきたと考えるのが合理的だ。とされている点です。「とすれば」と仮定法で書かれたうえで「と考えるのが合理的だ」とされてらっしゃるので、仮定を前提とされているものに対して何とも論じられませんが、ひとつだけ申し上げれば、その仮定を成り立たせるためには、他国同様に倭国に「薩夜麻を都督として置いた」と書かれていないことの合理的説明がなされるべきではないかと考えます。他国がそう書かれていることをあげて、「倭国が書かれていない」ことを論じないのは片手落ちではないでしょうか。私は「倭国が書かれていない」のは「倭国に薩夜麻を都督として置いた事実はなかった」ので書いてないのだろうと考えました。つまり、「同様に書いてないのは同様ではない事実の反映」と考えたのです。「書いてないけど他国はそうだったからそうだろう」と考えるよりは多少記録寄りではないでしょうか?五十歩百歩でしょうか?古田先生はどちらをとるでしょうか、気になります。」と。

まさに正木説が、史料に書かれていないという事実を無視して、他の韓諸国の王が都督 に任命された例を根拠に、「薩夜麻も都督に任命されていたはずだ」との方法論の間違いを、 古田さんに倣って指摘したのだ。

そしてこの山田さんの指摘に対して、上城さんが、「皆さん、仮説の検証をあまりにもさ

れませんね。正木説は古代逸年号の研究において、丸山晋司さんが、信用性皆無とした和 漢年契にのみ出現する古代年号に基づいた論であり、なぜそう言えるのかの検証がさきで すよ。なんという学問の堕落でしょうか?」とコメントし(2017年3月31日)、コメント での議論が続いていることに対してブログ主の肥沼さんが、「コメント読んでいるのですが、 議論が難しくてコメントできません。 不勉強ですみません。」と応答し、これに対して上 城さんがさらに突っ込み、「肥沼さん。私はどんな説も唱えるのは自由だとは思っています が、古田武彦が親鸞研究において呈示した実証を積み重ねた論証こそが大事だと考えてい ます。最近は後代資料にだけしか記載されていない年号によって、推論と想像で、論を述 べること、それで良しとする傾向があり、それは古田武彦が、(学問でなく、小説の世界) と評したものです。もう一度、古田武彦が親鸞思想で呈示した学問の方法を確認して下さ い。難しいという言葉で終わらせ、間違った仮説のたてかたを拡散するのはどうなのでし ょうか?今のままなら古田史学を学んでいませんよ」(2017年4月1日)と突っ込んだ。 そしてこの耳の痛い指摘に対して肥沼さんが「う~ん、耳が痛いところです。 自分では古 田先生に学んでいると思いながら、それが古田先生の学問の方法を崩してしまっていると したら、怖くて「研究」などできなくなってしまいそうです。いったいどうしたらいいの でしょう・・・。」と困り果て(2017 年 4 月 1 日)、ここに山田さんが、「古田史学を正 しく学んだ方が、今問題にされていることに対して、手本となる古田史学の適用方法を示 していただく。私たちはそのお手本から正しい古田史学の適用方法を学ぶ。これなら、ど うすれば良いかという悩みは解決できそうです。 期待することにしましょう。」とまるで 外野のような発言をされ(2017 年 4 月1日)、上城さんがいろいろ、方法論について提示 し始めた。

このやり取りを聞いていて、すでに「古田史学の会」への疑問が膨らみ、多元的「国分寺」研究に参加しているメンバーも、史料に基づかないで妄想を展開していることに嫌気がさし、近代史研究も忙しいので、ずっと黙っていようかと思っていた私の心に火が付いた。

そこで次のようなコメントを書いてしまった(2017年4月2日)。

「正木さんの論文を読んでいない身で言うのもなんですが、どうも古田史学に集う人たちの中に、古田さんのおっしゃったという「実証より論証」ということば(出典はどこだろうか?)の意味を誤解されている方が多いように思います。

科学としての歴史学は、研究者が出した説(仮説)が真実であったと認められるのは、 史料による実証が不可欠です。

それもできるならば同時代の一次史料による証明が。

ただし歴史学が扱う史料は、当時の事情を示す史料がすべて残っていて明らかになっているわけではありません。これは私の東洋史の師匠から教えられたことですが「今見ている史料の多くは、意図的に残されたものか、ほんの偶然に残ったものしかない」という認識です。意図的に残されたものの多くは政権によって編纂された後代史料。当時の一次史

料に基づいていたとしても、編者の編集意図という偏見でまとめられている。編纂資料を扱うときは、元になった一次史料と編者の解釈を分別する作業が必要だと。そして偶然残った史料も含めて、それらを論理的に組み合わせていくことで、失われた史料の存在を仮定し、歴史を復元するのが歴史学だとも。

つまりある説を実証しようにも、それを直接的に示す一次史料が存在しないことがある。 ではその説は証明できないのか。

ここに論証という作業が入ってくる。つまり直接その説を証明してはいないが、同時代の関連史料を論理的に組み合わせることで、一つの仮説を導き出し、その仮説を導き出したときに使わなかった他の同時代史料とも、その仮説が齟齬を生じない場合においてのみ、この仮説は論証された、と判断するのです。

私は古田さんがおっしゃった「実証より論証」を、こう理解しています。ある説を証明する一次史料がない場合においてのみ使われる方法だと。これは古田さんが批判した、自説に都合の良い史料だけ取り出して論を展開したり、自説に都合の悪い史料は、自説に整合するように改ざんする、古代史学者の方法とは正反対のものです。

今ここで論争されている、「近江年号」ですが、これが本当の近江朝の年号と、当時の一次史料で証明できるのかどうか、できない場合も、他の関連史料の存在からみて、そう考えるしかないと判断できるのか。ここがまず大事です。この実証なり論証がない状態で、そうに違いないから近江朝は九州王朝系だとするのでは、先に近江朝は九州王朝系だとの仮説があって、これを導入しての結論になってしまい、歴史学的な実証でも論証でもなくなります。私の理解が正しいかどうかわからないのですが、古田史学の会のサイトの論を読んでいてこう感じました。まだ思いつきのレベルにすぎないのではないか。思いつきのレベルなら例会などで口頭発表したりブログ上で論じるのは構いませんが、学会の機関紙に掲載するレベルではないように思います。

また「薩夜麻都督説」については、山田さんがおっしゃるようにこれは蛇足であり、しかも一次史料で証明もされず、さらに関連史料でも論証もされていない、単なる思い付きのレベルだと思います。

自分自身の研究である近代史の研究に没頭したいのでしばらくコメントを控えていましたが、どうもおかしな方向なので一言コメントさせていただきました。」と。

このあたりのコメントの応酬が引き金となったのだろう。大下さんが初めてこのブログに登場し以下のようにコメントした(2017年4月2日)。

「4月1日の「古田先生の学問の方法を崩す」ということについて下記コメントします。 古田先生が亡くなられて、これからも全国の古田史学の各会が協調して研究を進めたい。 このためには、「古田先生の学問の方法」を明確にして、これを共通の指針とし各会が活動 のベクトルを合わせることが必要、と考え昨年の夏には大阪の「古田史学の会」で、秋に は「東京古田会」で「学問の方法」についての報告をしました。小生は古田先生の晩年に は、ご家族を除けば一番長く先生と接し、多くのことを直接に教えていただいたと思っています。その間に先生から教えていただいたことをまとめて皆さんに説明したものです。 その内容は何も難しいことでなく、すべて先生の著作に書かれています。

- イ) 自説を展開するときは、史料から出発する。自分の意見や思いから論を組み立てて はならない。
- ロ) 仮説を立てることは重要だが、仮説の重層はいけない。

などです。先生の学問の基本は「実証」です。 詳しくは東京古田会での報告資料を送りますので住所を教えて下さい。」と。

そして続けて翌日さらに大下さんは続けた。

「4月2日の「実証より論証」について下記コメントします。古田先生は2013年の八王子セミナーの時、恩師である村岡典嗣氏が言われた言葉として「実証より論証」を初めて取り上げられました。今まで村岡氏が言ったことの意味がよくわからなかったが、今では"村岡氏が言った実証とは「他人が言ったこと」の意味で、実証より論証とは「他人の言ったこと」を鵜呑みにしてはいけない"ということではないか、と思い出のように語られたものです。

現在「古田史学の会」ではこの時の先生の言葉の字面だけを取り上げ、まず実証=証拠と意味付けをし、次に「実証より論証」とは「仮説から出発する論の展開方法」のこととし、そして「難波宮副都説」や「近江朝の九州王朝系」という仮説から展開している説は古田先生の方法に従っている、としているものです。

古田先生の学問の方法とは、川瀬氏が指摘されているような歴史学研究に使われている当たり前の普通の学問の方法です。それを最近の「古田史学の会」が日本古代史学会だけが使っている旧来の学問の方法に戻ってしまったので、混乱が生じているものです。 古田先生の学問の基本は「史料根拠に基づく実証的な歴史研究」です。」と。

古田史学の会が古田さんの学問の方法を改竄して逸脱した論を展開しているとの、会の誤った現状を初めて知った瞬間だった。

そこで私は大下コメントに対して次のようなコメントを返した(2017年4月4日)。 「『最近の「古田史学の会」が日本古代史学会だけが使っている旧来の学問の方法に戻って しまったので、混乱が生じているものです』と、おっしゃられた。

やはりそうでしたか。「難波京副都説」や「近江朝の九州王朝系説」「近江年号説」などはとても魅力ある仮説ですが、厳密な史料批判に基づいた史料による実証も論証もされてはおらず、仮説に仮説を重ねているのではないかと違和感をもっておりました。この方々は古田さんの弟子を標榜しておりながら、古田さんの歴史研究方法をきちんと理解していないのではないかと、前々から感じていました。ご本人たちがこれに気が付いていないことが本当に困ったことだと思います。

追伸:私が属している文芸同人の機関誌に、古田さん追悼のための「古田論」を二篇書きました。近日中に私のサイトで見られるようにしますので、お暇があったら覗いてみてください。肥沼さんと古賀さんには原本をお送りしてありますが。」と。

そして大下発言に促されるように、初めて「古田史学の会」のサイトの「古田史学会報」の関連する論文に目を通してみた。

目を通してみたあとの感想は以下のものだった(2017年4月25日)。

「大下さんへ

私の古田さん追悼の文を読んでいただきありがとうございました。

私も大下さんに刺激されて、大下さんの古賀説批判と古賀説そして正木説を詳しく読んでみました。古田史学会報 117 号の大下さんの論文「前期難波宮・九州王朝副都説批判 「史料根拠と考古学」について」は、古賀説・正木説の問題点をとても簡潔に分かりやすく示し、これが学問的にはまったく成り立たない架空のものであることを明らかにしていると確信しました。こうなると古賀さんや正木さんには、二つの対応しか選択肢がないと思いました。一つは全面的に自説の非を認めて撤回する。もう一つは、あくまでも自説にこだわり、大下さんの批判を無視する。この二つしかない。

古田史学会報は大下論文以降が公開されていないので、それ以後の古賀さんのブログと そこに紹介された古田史学会報の各論文の標題を参考にして、古賀説に対する大下批判が だされた以後の古賀・正木両氏の対応を検証してみました。

私の予想どおり、お二人は大下さんの批判をまったく無視し、いかに自分たちが古田さんの学問の方法を正しく継承しているのだと多言を弄する一方で、古賀さんは、大阪歴博のその後の「新発見」を次々と鵜呑みにするだけで批判的に検討せずに自説が正しいと述べ、正木さんは次々と書紀の記事は34年動かした盗用だとの自説をますます広げているだけだと見受けました。その上、古賀・正木説を前提にした様々な仮説を出す論者が次々と出現している。

なぜ古田史学の会でこんな暴挙がまかり通るのか。なぜ古賀・正木両氏は間違った方法 論に踏み込んでしまったのか。ここが知りたくて、古賀ブログを過去にさかのぼって精査 する一方、古田史学会報も過去にさかのぼって精査しているところです。

思うに古賀さんのいう九州王朝説に刺さった三本の矢という認識そのものが間違っていると思います。

九州王朝説は、日本・韓国・中国の一次史料を精査して見出された確固たる学説です。 九州王朝説を無視する古代史学界は、彼らが信奉する政治的イデオロギーを崩壊させる力が九州王朝説が持っているから、排除しているのであって、どんなに学問的に反論しても、イデオロギーはそれ自身が崩壊しないかぎり、九州王朝説を受け入れることはありません。これを否定するかのような考古学の学説があるとすれば、その考古学説そのものが間違っている可能性は極めて高い。九州王朝説を否定するかのような考古学の学説そのものを 精査して、考古学者の認識そのものが間違っていることを明らかにすれば済むことです。 かつて古田さんが巨大古墳の最密集地域が北九州ではなく畿内だから畿内こそ日本列島の 中心だとの説に対して、巨大古墳がなぜその地域でその時期に作られたのかを考察しない で、巨大古墳=強力な権力の存在証明とする考古学者を批判されたようにです。

難波宮の下層の宮殿遺構。これを7世紀中期とする大阪歴博見解にたいして7世紀末の 天武期との見解があるのだから、この天武期ならば九州王朝説否定にならないことから、 この説に依拠して歴博説を批判的に検討してみれば、この難波宮下層の宮殿遺構の年代を7 世紀中期とする説の問題点が明らかになったと思います。そしてその問題点を精査してい けば、九州王朝の遷都や副都説など出てくるはずはなかった。

私は国分寺について研究してみて、7世紀の寺院の最密集地が畿内であって北九州ではない、という考古学的認識が間違いであることを確信しました。古代寺院の建立年代を確定するのは極めて難しい。絶対年代が出てくるのは文献資料に掲載された寺院だけ。それも7世紀を示す文献資料の第一は近畿天皇家が編纂した日本書紀なのですから、畿内の近畿天皇家が建立した寺院の記述は詳しくなされても九州王朝のそれは完全に除外される。その当時の文献で創建年代がわかる7世紀の寺院は近畿が多いに決まっている。そして瓦という重要な遺物の場合も、近畿中心で考えられて編年されるから、九州はどうしても畿内に比べて後の年代になるし、伽藍形式の変遷でも伽藍形式の意味を考察しない限り、文献での絶対年代がわかる畿内中心に伽藍形式の変遷が考察されるから、どうしても九州は除外される。

国分寺を研究してみて、国分寺の多くは、その伽藍形式から8世紀後半ではなく、8世紀前半や7世紀後半、いや7世紀前半ではないかと思われる寺院を多く見つけましたし、続日本紀の記事の精査から、聖武の国分寺建立詔は、すでに各国府に存在した官立寺院(国府寺とおもわれる)に七重塔を造れとの詔にすぎないことを確認し、これが国分寺と呼ばれるようになったのは、この詔の少し前に、諸国の国府の官立寺院に金光明経を書写して配布したから、これを持っている官立寺院を、「国分の金光明経を持っている寺院」という意味で、「国分金光明寺」と呼び、この略称として「国分寺」という名称が出てきたことを確認しました。「国分金光明寺」「国分寺」という名称は、それ以前の九州王朝時代にあった各国府の官立寺院、おそらく国名+寺と国名+尼寺という名称であったと思われる(たとえば武蔵寺と武蔵尼寺)ものを、歴史から抹消するためのものであったのでしょう。国分寺遺跡の状況からも、続日本紀という一次史料の分析からも、全国の国府に九州王朝時代から僧寺と尼寺があった可能性が大きいことと、これを入れてみれば、九州にも7世紀の寺院が数多くあったことは証明できると考えています。

九州王朝説を維持するために、間違った考古学的認識に基づいて、一次史料の解釈を変 更する、もしくは恣意的に解釈するなどやってはいけない。

古田さんは、思い付きやアイデアは大事だが、それはかならず史料で裏付けられていなければいけないと。つまり史料で実証されている、史料に基づいたアイデアや思い付きで

なければ、学問上の仮説ではなく、その仮説は、他の周辺の史料とも整合性があって初めて学説として認められると。

なぜこんな簡単な当たり前のことを古田史学の会の人が気が付かないのでしょうか。

「本当の古田先生の学問を学びたいと思っている仲間は沢山います。これからも仲間と本当の勉強を続けていきたいと思っています。」との大下さんのお言葉。百万の味方を得た思いです。

私の歴史学の主戦場は近代史です。ご関心があれば、私のサイトもご覧ください。「齋藤修一郎研究」と「徹底検証新しい歴史教科書」研究です。こちらに精力を集中する必要上、古代史にはあまり深入りできませんが、乗りかかってしまった国分寺研究を通じて、少しは古田さんの本当の学問の方法を広めていくお手伝いができればと思っています。」と。

これに対する大下さんのコメントで、古賀さんが大下さんの論を会報に掲載することを 拒否するという、会の私物化まで進んでいることを知った。

そのコメントは以下の通り(2017年4月25日)。

「川瀬さんへ

小生の論文の検証をし、また理解していただき本当に有難うございます。古賀さんの三本の矢も川瀬さんのご指摘の通りで、自明のものを古賀さんが勝手に問題として取り上げているだけのものと思っていました。

古田先生の学問の方法については「古田史学の会」関西例会で発表しその内容を会報投稿しましたが、会報掲載を拒否されました。一方東京では古田会が先生の学問の方法論を勉強したいということで小生に声がかかり、その時は多元の会からも幹部の方に参加いただきました。その時の講演内容が古田会ニュース 172 号に掲載されています。川瀬さんのブログ「学校を変えよう」のメール欄を利用し添付ファイルでお届けしました。」と。

3:新たな論争の地平へ

以後、肥沼さんの「夢ブログの」このコメント欄での論議は延々と 68 コメントまで続き、 自分のブログが乗っ取られたような状況に辟易された肥沼さんが、2017 年 5 月 11 日に別 ブログとして、「古田史学の継承のために」を設立されたので、以後はここで活発な議論が 繰り広げられている。

以上が、私が古賀さんの「前期難波宮九州王朝副都説」の虚妄さにいかにして気が付いたかの、私の個人史的回想と考察である。続いて別項にて、「古賀・大下論争を読む」と題して、すでに公開されている「古田史学会報」所収の論文を元に、詳しくこの論争を解き明かしていきたいと思っている。「古田史学の会」の会員で、古賀さん・大下さん双方の論考を読んでいながら、この論争の意味すらわからない人が多数いるようなので、易しく解

説しておきたい。

ただ、大下さんがこの点については「副都説への疑問」と題して、「古田史学の継承のために」のブログに次々と詳しい説明をされているので、ここは大下さんにお任せして置くのも一つの方法かもしれない。

私の現在の主たる関心は、古賀さんの「前期難波宮九州王朝副都説」の誤りを厳しく批判することよりも、なぜ古田さんの愛弟子の中から、古田さんの学問の方法論を否定する虚妄な説が出てきて、それが「古田史学の会」の定説となり、会がまったく古田さんの学問の方法論を否定する人によって占拠されるに至ったのか。この問題を社会学的に解き明かすことのほうに、私の関心は向いている。

なぜなら社会において、革新的ともいえる思想や考え方が出てきて社会を震撼・動揺させた後で、その革新的思想・考え方を奉じる組織の中枢から、始祖の思想・考え方を否定するものが生じ、この始祖の思想・考え方を否定し、その正反対の従来の社会的多数派の思想・考え方に屈服するものに組織そのものが変貌してしまう現象は、歴史の中で、古今東西でしばしば起こる現象だからだ。著名なものとしては、仏陀教団の変質、キリスト教団の変質、そして社会変革の理論を掲げたマルクスの弟子たちの変質、が挙げられると思う。

ここに挙げた例に比べれば「古田史学の会」の変質など、大した社会的影響はない小さな問題ではあるが、こうした社会現象の一つとして、「古田史学の会」の変質の問題を取り上げることが、真摯な論争を興し、会の変質を克服するための、冷静な論争を行う上で不可欠なことだと感じる。

(2017年6月24日)